

北海道支部の知的財産支援活動と 支援センターの役割について



日本弁理士会 北海道支部 支部長 佐川 慎悟

1. 北海道支部の知的財産支援活動の現状と展望

～かかりつけの弁理士を目指した活動～

現在、北海道支部に登録している弁理士数は40数名である。9支部の中でも最も少ない人数だが、近年、若手の弁理士が増えており、ベテラン弁理士と若手弁理士とが協力しながら少数精鋭で北海道の知的財産の普及・啓発活動を行っている。北海道支部に所属する弁理士の多くは北海道をこよなく愛しており、北海道の中小企業にとって身近な知財の専門家としてかかりつけの医者ならぬ、かかりつけの弁理士を目指して活動している。

北海道支部における知財支援活動の定番は、毎週火曜日と金曜日に実施している無料相談である。年間100件程度の相談実績があり大変好評を得ている。また、地域諸団体の依頼に応じて知的財産セミナーの講師を派遣し、さらには特許庁が推進する知財総合支援窓口を通じて登録弁理士が企業に直接訪問し、ご相談に応じる活動にも協力している。北海道は広大であるため、各地方への派遣は移動だけでも半日を要することもあるが、各会員のボランティア精神によって継続できている。このような業務は地道な活動ではあるが、お客様と直接的にコミュニケーションをとることができ、お客様に弁理士をより身近な存在として感じてもらえる貴重な機会となっている。

また、北海道支部では広報活動も重視しており、知財に馴染みのない方にも弁理士に興味を持ってもらい、その業務をよく知って貰うことを目的にユニークで斬新なパンフレットやポスターを作成している。これらを知財セミナーやビジネスエキスポ等で配布したところ、手に取ってくれる方々が多く、良好な反応を得ている。

一方、知財コンサルティング委員会の研修を通じて刺激を受けた有志らが、知財コンサルティング勉強会を立ち上げ、知的財産権を活用するための市場の創出など、知的財産権を経営に活かすことの啓発普及活動

にチャレンジしている。本年度は、北海道とも協力して弁理士や知財に馴染みの薄い中小企業を直接訪問し、知的財産の有無や活用状況等をインタビューして知的財産戦略を無料で提案することにトライアルしている。そのようなニーズがあるか否かも含めて、新たなアプローチで業務の掘り起こしに挑戦している。

このような活動は、若手弁理士らが知的財産の発掘から権利化、活用という本来的な弁理士業務を経験し、業務の掘り起こしとともに弁理士業の醍醐味を実感できる良い機会になると思われる。



2. 他の知財関連機関との相互協力

北海道支部は、他の知財関連機関と緊密な関係を築いている点にも特徴がある。特に、北海道経済産業局特許室、北海道の機関である北海道知的所有権センター、及び北海道発明協会とともに『北海道知的財産情報センター』を構築しており、知的財産に関する様々な相談にワンストップで応えられる相談サービスを提供している。このワンストップサービス機能は道内の6つの地方都市にサテライト機能として配置され、テレビ会議を通じて現地にいながら相談に応じられる体制が整えられている。

また、社会に知的財産保護の意識が浸透するに伴って協力関係を築く機関も拡大してきている。以前より札幌弁護士会とは知財勉強会や仲裁センター等を通じて強い協力関係にあるし、最近では中小企業診断士とも相互に協業する動きがある。中小企業診断士と共に企業を訪問することにより当該企業のビジネスにとって本当に必要な知的財産権の保護・活用を取捨選択す

ることができ、お客様のご要望に応えられるケースが報告されている。このような実績を受けて北海道支部としても北海道中小企業診断士協会と意見交換を開始し、より実務的な相互協力を進める方針である。このような背景には、北海道の中小企業が単に知的財産権を取得するだけの段階から実際に活用して成果を求める段階に入ったという意識の変化があるように思う。今後、弁理士は知的財産を取得するだけでなく、取得した知的財産権が企業のビジネスにどのような役割を果たし、どのように経営に活かすのかまで明確に意識する必要がある。北海道支部としては、そのような動きに乗じてしっかりと実績を残せるようにサポートしたいと思う。

さらに、知的財産権を利用・活用する場合には金融機関の協力も欠かせない。北海道支部は金融機関との連携も模索しており、担当者と情報交換を重ねている。金融機関は融資の際の担保として、不動産に限らず、知的財産などの動的資産も対象としており、知的財産の価値評価も重要な業務になっている。従って、北海道支部は引き続き金融機関と情報交換し、弁理士のニーズを探っていききたい。

3. 北海道支部における支援センターの役割について

日本弁理士会として支援センターを設置していることは極めて意義のあることである。支援センターが設置される以前の知財支援は、主に弁理士一人ないし事務所単位でお客様の相談に応じたり、知財セミナー等の講演を行う程度が多かったように思う。日本弁理士会が支援センターを設置したことにより、各都道府県との支援協定を締結することができるようになり、北海道とは平成17年に支援協定が結ばれた。これを契機として小・中・高・大学や公的試験研究機関から知財セミナー等の要望が増加し、北海道における知的財産の普及が速やかに進んだように思う。また、支部会員にとっても知財支援を通じて手応えを感じ、より積極的に支援活動に協力する意識が芽生えたように思う。北海道支部では、各会員が会務にも好意的に協力してくれるため、基本的な支援活動は順調に行ってい

るが、支部レベルでは人材とコスト面から負担しきれない大きな支援事業もあるため、支援センターの協力なくしては多様な要望に応えきれないであろう。例えば、平成22年に開催した「知財フォーラム in 旭川」では、エンターテイメント仕立てのセミナーを開催したが、エンターテイメントを行う役者を支部会員だけで確保することは困難であり、支援センター運営委員の協力と指導がなくては成功しなかったであろう。また、平成21年に開催した「ICTベンチャー知財戦略セミナー in 札幌」では、知的財産権全般について複数回の専門的な講義と実務的ワークが行われたが、支援センター運営委員の知識と経験のおかげで専門性の高い研修が滞りなく進行された。その他、支援センターで用意されている各種研修支援ツールも使い易く、研修準備の負担軽減や研修内容の均質化のため大変重宝している。



4. おわりに

以上のように、北海道支部は、今後も支部会員の協力を得ながら知財支援活動を続けていくが、その一方で支援センターによるサポートは支部会員の負担軽減や質向上に欠かせない。そして、なにより日本弁理士会が支援センターを備えていることにより、どのような支援要請が来たとしても十分にえられる支援体制があるという安心・安定感に繋がっており、我々会員にとっても心強い後ろ盾をもって日々の支援活動に励むことができる。

(原稿受領 2013. 12. 11)